EU環境・気候戦略の進展と農業

理事研究員　平澤明彦

〔要　　旨〕

EUの環境・気候戦略について農業に関わる2022年中の動向を整理した。生物多様性の保全等を目指す各種法制案には、①規制対象範囲の拡張（品目、生態系、農場）と、将来的にはさらなる追加の想定、②国レベルの義務的達成目標の設定と国別計画およびそのモニタリング、③農場レベルの監視と報告義務、詳細なデータの要求といった特徴が見出せる。また、ファームトゥフォーク戦略等の数値目標に法的拘束力を与えようとしている。全般に農業経営および食料安全保障との調整が課題となろう。一方、カーボンファーミングの認証枠組みが整備されつつある。

また、CAP戦略計画の各国予算概要について環境・気候対策を中心に整理した。主要な農業環境補助金が予算の27％を占め、そのうち新設のエコスキームが各国の予算配分を平準化している。農業環境補助金の具体的内容について個別の環境施策が要請する動きがみられ、農業部門との調整が必要と考えられる。

目　次

1　課題の設定
2　環境・気候施策の展開
(1)　CAPへの直接的な影響
(2)　F2Fの農薬対策等
(3)　危機に応じる食料安全保障施策
(4)　BDS等の規制強化
(5)　脱炭素へ向けたカーボンファーミング
3　各国CAP戦略計画の予算概要
(1)　全体の構成
(2)　直接支払いの内訳
(3)　農村振興の内訳
(4)　環境・気候対策
4　まとめと考察
(1)　環境・気候戦略
(2)　CAP戦略計画予算
(3)　環境・気候対策と食料安全保障の両立が課題
(4)　今後の見通し
(5)　基本条約の問題点

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　課題の設定

EUでは「欧州グリーンディール（EGD）」（2019年12月公表）によって農業の環境・気候対策強化が要請され、共通農業政策（CAP）による対応が課題となっている。本稿はその最近の動向を報告する。わが国の「みどりの食料システム戦略」はEUを参考にしており、また、現在進められている食料・農業・農村基本法の見直しにおいても持続可能性への配慮が求められている。環境・気候対応を大規模に進める先行事例としてEUの情勢は注目される。

EGDは総合的な環境・気候戦略である。現行の欧州委員会（法案と予算の提出を担うEUの行政府）はこれを重点政策としており、その下で農業に影響を及ぼす様々な分野別の戦略や施策を打ち出している。とくに、フードシステムを対象とするファームトゥフォーク戦略（F2F。2020年５月公表）は、農業を中心とする食料生産の持続可能性を改善するための施策を多数含んでいる。また、F2Fは2030年生物多様性戦略（BDS）と連携し、農業に関する数値目標を設定した。

一方、EUの共通農業政策（CAP）は全ての加盟国における農政の大枠を定めている。CAPは1992年以来数年ごとに切れ目なく改革を続けており、近年のCAP改革は実質的にCAPの中期計画でもある。その第６期に当たる2021年CAP改革は、2023年１月から実施が開始された。今期の改革は検討の当初から環境・気候対策の強化が重点の一つであった。さらに法制案の審議中に上記の環境・気候戦略が登場し、その要請に対応する修正が加えられた。

平澤（2022a）はそうした経緯と、農業に関わる環境・気候戦略の内容および2021年までの進捗、そして2021年CAP改革とその環境・気候対応について紹介した。CAP改革は前期の2013年改革から新たな段階に入り、環境・気候対策の重点化が進んでいる。その動きは2021年改革で環境・気候政策とのつながりを深める形で加速しつつあることが確認された。ただし、その実効性は多分に加盟国の「CAP戦略計画」とその実施にかかっており、また環境・気候戦略の進展により更なる影響が予想されることを指摘した。

その後１年間で既に少なからぬ進展があったため、本稿ではその内容を確認し現時点の方向性を見極めたい。環境・気候戦略の側では、2022年に生物多様性やカーボンファーミング、食料安全保障の分野でなされた重要な提案などを取り上げる。また、CAPの側では2022年中に各加盟国のCAP戦略計画が策定されたので、環境・気候対応予算を中心にその概要を整理する。

なお、環境・気候戦略は2023年にかけて新提案の提出と法制案の審議が続き、CAP戦略計画も各国の詳細に関する評価と実施状況が判明するのはまだ先のことである。したがって本稿は中間報告的な位置づけとなる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

2　環境・気候施策の展開

(1)　CAPへの直接的な影響

環境・気候戦略の進展により、農業の政策環境は広範に変化しつつある。まずは現行CAP制度の枠内で直接的な影響の及ぶ経路を確認しておきたい。

ファームトゥフォーク戦略と生物多様性戦略（F2F/BDS）は化学農薬と肥料の削減など、農業に2030年の数値目標を設定している（第１表）。ただしF2F/BDSは政策構想を示した文書であり、その目標には本来法的拘束力がない。2021年CAP改革の審議過程では、この目標への準拠を義務付けようとする意見も欧州議会内にあったが、法的根拠がないためCAP戦略計画規則の前文で言及するのにとどまった経緯がある。

しかし今、これらの数値目標に法的拘束力を持たせようとする動きが続いている。この表に示したとおり、F2F/BDSの下で策定された３つの法制案（うち１件は策定中）によって、ほとんどの目標の義務付けが目指されているか、あるいは検討中である。F2F/BDSは当該目標の達成手段としてCAPと環境施策の両方を挙げており、目標の義務付けが実現すればCAPによる対応は手段間の連携など何らかの形で強化を求められるであろう。2028年度以降に実施される次のCAP改革の論点となる可能性もある。

次に、CAP戦略計画が貢献すべきEU環境・気候法制（第２表）の状況を確認する。CAP戦略計画は、これらの法制の目的や、それに基づく加盟国の計画に貢献するよう義務付けられている。そうした規定は、CAP戦略計画をEGD/F2F/BDSに沿ったものにするため新たに加えられたものである。そして12件のうち８件、つまり３分の２の法制は、EGDの下で環境・気候対策を強化するため改正の方向となっている。さらに、今後新たな法制がこのリストに追加される可能性もある。そうした場合、加盟国はCAP戦略計画の見直しの必要性を検討することとされている。こちらも対応の強化を求め

第1表　F2F/BDSの達成目標（農業分野）

達成目標（2030年）	環境戦略	法制化案
化学合成農薬の使用・リスクおよび高有害性農薬の使用50%削減	F2F、BDS	義務付け（植物防護製品持続可能使用規則案）
窒素・リン等養分損失50%以上、肥料使用20%以上削減	F2F、BDS	土壌健全法案での義務付けを検討
抗微生物剤の畜産・水産養殖向け販売を50%削減	F2F	
有機農業をEU農地の25%以上に拡大	F2F、BDS	水準を定めず増加計画を義務付け（植物防護製品持続可能使用規則案）
生物多様性の高い景観特性の農地を10%以上に拡大	BDS	水準を定めず増加を義務付け（自然再生規則案）
授粉媒介者の減少を逆転させる	BDS	義務付け（自然再生規則案）

資料　各政策文書により筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　CAP戦略計画が貢献すべきEU環境・気候法制

分野	法制	EGD改正	SMRs
生物多様性	鳥類指令 2009/147/EC		○
	生息地指令 92/43/EEC		○
	農薬持続可能使用指令 2009/128/EC	○	○
環境汚染	水枠組指令 2000/60/EC	○	○
	硝酸指令 91/676/EEC		○
	大気質指令 2008/50/EC	○	
	国別排出削減約束指令（EU）2016/2284		
温室効果ガス削減	土地利用部門規則（EU）2018/841	○	
	努力分担規則（EU）2018/842	○	
	エネルギー連合のガバナンスと気候対策に関する規則（EU）2018/1999	○	
エネルギー	再生可能エネルギー（利用促進）指令（EU）2018/2001	○	
	エネルギー効率指令の改正にかかる指令 2012/27/EU	○	

資料　EGD関連の政策文書により、筆者作成
（注）「EGD改正」はEGDの下で改正が予定されているもの。「SMRs」は直接支払い受給要件のうち法定管理要件。

られる可能性がある。実際、後述する持続可能使用規則案はCAPの制度改正を含んでいる。また、上記のようにF2F/BDSの数値目標が法的位置づけを得ればこの規定の対象になり得る。

これらに限らず、農業に関わりのある各種の制度改正や新制度の導入が検討されている。画期的あるいは大規模な施策が含まれており、CAPへの間接的な影響も生じてくると考えられる。特に、生物多様性と脱炭素に関する施策の進展が著しい。その広がりと規模、農業への影響を理解するには、個々の施策の内容を確認する必要がある。

以下、2022年以降に正式な提案が欧州委員会からなされた主要な施策について、４つの分野別に農業との関わりを中心に概観する。分野は便宜的にF2F、BDS等、脱炭素を区分し、さらにF2Fを食料安全保障とそれ以外に分けた。分野毎に要点をまとめた表を作成したが、前後関係が分かるように2021年までの項目を含んでいる。

(2)　F2Fの農薬対策等

F2Fに基づく施策の政策文書や法制の2022年における進展は、食料安全保障と脱炭素（いずれも後述）を除けば、農薬の削減に関わるものが中心である（第３表）。これは環境戦略の文脈では生物多様性および汚染対策に関わる。

a　微生物農薬の商品化促進

微生物農薬の承認・認可を簡素化する４つの委員会規則が2022年８月31日に採択され、同年11月21日から適用となった。これは農薬の活性物質として用いられる微生物の承認と、それを含む農薬の認可を容易にするための制度改正であり、化学農薬の代替手段として提供を促進することが狙いで

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　F2Fに基づく施策の進捗状況

CAP戦略計画に関する加盟国への勧告　2020年12月公表 ・環境・気候対策の意欲的な取組みとEGD/F2F/BDSの目標への貢献を要請
「有機生産振興行動計画」　2021年4月公表 ・需要喚起（ロゴ、販売促進、公共調達、学校配布、信頼性確保） ・生産と加工の強化（有機生産奨励、部門分析、組織化、地場消費） ・持続可能性（気候・環境、遺伝的多様性・収量、防除、動物福祉、資源効率）
欧州市民発議「檻の時代を終わらせる」への対応方針　2021年6月公表 ・発議を受け入れ、畜産における各種ケージや個体の狭い囲いの段階的廃止を動物福祉法制の改正案（2023年予定）に盛り込む ・2027年からの実施の可能性および輸入品の扱いを検討
「責任ある食品事業とマーケティング実践のためのEU行動規範」　2021年7月開始 ・自主的に持続可能性を高めるための7つの目標と監視・評価枠組み（食生活、食品ロス、気候変動、資源循環、雇用、協力、調達） ・川上から川下まで団体62と企業73社が参加（2023年3月23日時点） ・F2Fによれば、進展が不十分なら立法措置を検討
抗微生物剤の使用制限（動物用医薬品規則 2019/6）　2022年1月28日から適用 ・人間用に限る抗微生物剤および成長促進・増産目的の使用を禁止、輸入にも適用 ・抗微生物剤の日常的使用の禁止、予防的使用の制限（リスクが高い場合に限り個々の動物にのみ投与） ・販売量と使用のデータ整備（規則2021/578による改正で拡充、義務化）
微生物農薬の承認・認可を簡素化する4規則　2022年8月31日採択、同年11月21日から適用 ・微生物農薬に適した制度に変更、手続きの所要期間を短縮し、化学農薬の代替手段の提供を促進
植物防護製品持続可能使用規則案　2022年6月公表（自然再生法案と同時） ・F2F/BDS目標（農薬の使用とリスクの半減）を法定化、国別目標と削減計画の策定 ・総合防除（IPM）義務付けの徹底　具体的内容や手順を明示 ・代替農薬の推進、データ整備、加盟国の制度運用改善、精密農業など促進 ・CAPに特例を設け、法令順守対応の費用をエコスキームと環境・気候管理誓約により助成
農業投入・産出統計規則　2022年11月採択、2025年1月1日から適用 ・データの追加：放牧など草地の生産、農薬使用（経過措置あり）、養分収支

資料　平澤（2022）の掲載表に加筆。各施策の資料に基づき作成

ある。従来の各種要件は化学物質のそれと同様であったが、今回の改正で生物学および生態学に基づき生物農薬に適したものに変更された。これにより手続きの所要期間短縮が期待されている。

各規則はそれぞれ、活性物質の承認基準（規則2022/1438）、活性物質の提出情報および微生物のデータ要件（規則2022/1439）、農薬の提出情報および微生物農薬のデータ要件（規則2022/1440）、微生物農薬の評価と認可の統一原則（規則2022/1441）を定めるもので、いずれも既存規則（それぞれ規則1107/2009、規則283/2013、規則284/2013、規則546/2011）を改正する形をとっている。

b　農薬の削減と総合防除

2022年６月に公表された植物保護製品持続可能使用規則案（以下、持続可能使用規則案）（EC 2022d）は、2030年までに化学農薬の使用とリスクを50％削減するEGD/BDS目標に法的拘束力を与えるとともに、総合防除（IPM）の実施を強化し、影響を受けやすい場所での農薬の使用を禁止し、代替農薬の使用を推進し、関連データを整備する。また、CAPとの連携も強める。

農薬削減の義務付けは、EU市民発議や欧州議会の決議で求められており、欧州委員会は義務付けの再検討を約束していた。また、現行の持続可能使用指令2009/128は、加盟国における国内法化と実施に問題があ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

り、とくに総合防除の義務規定は十分に守られていない（注１）。そのため、新たな法制の種類は加盟国による法制化を必要とする「指令」ではなく、直接かつ一律の拘束力を有する「規則」が選ばれ、また各種規定の内容が具体化・明確化された。

各加盟国はそれぞれ自国の削減目標を設定し（持続可能使用規則案（以下省略）第５条）、上記EU目標の達成に貢献しなければならない（第４条）。国別の削減目標は、化学農薬と危険度の高い農薬のそれぞれについて設定する。この目標値は、当該国における基準年（2015～17年）の使用状況と削減実績に応じて35％から67.5％までの幅がある（第５条）（注２）。欧州委員会は、加盟国の目標値が十分に意欲的でないとみなした場合、あるいはEU全体で削減目標が50％に達しない場合は、加盟国に対して削減目標の引上げを勧告する。各国の事情を反映しながら目標値を調整する仕組みであるが、加盟国は勧告を拒否することが認められている（第６条）。

各加盟国は国別行動計画を策定し、農薬の削減目標や当規則の実施・順守、有機農業の農地面積の増加、総合防除と措置の計画を盛り込まねばならない。農薬の削減目標については、削減に最も影響のある活性物質や、その対象となる主要な作物、害虫、非化学的防除手法、その拡大目標と障害や対策を含める必要がある。また、有機農業については、F2F/BDSの面積目標（農地の25％）への貢献が求められる（第８条）。

業務で農薬を用いる場合、使用者は総合防除を適用しなければならない。すなわち、所定の非化学的方法各種を使い果たした後に初めて農薬の使用を検討できる。有害生物が十分多い場合は農薬を使用でき、予防的な使用は意思決定支援システムまたは独立したアドバイザーが正当と認めた場合に限り認められる。農薬はできる限り特異的で副作用の少ないものを最低限使用する（第13条）。加盟国は独立したアドバイザーの制度を設ける（第26条）。

加盟国は作目別に総合防除のルールを定め、拘束力のある法制とする。総合防除の実施状況を検証可能にするため、当該ルールには、非化学的介入や低リスク農薬などを用いる際の質的な基準または条件と、化学農薬の使用を正当化するための定量的基準、そして危険度の高い農薬の使用を正当化するための測定可能な基準を含まねばならない（第15条）。

業務で農薬を使用する者は、加盟国が設置する総合防除・農薬使用電子記録簿（第16条）に、病虫害のレベルと予防措置・介入、アドバイザーの助言、農薬散布記録（空中散布の有無、使用機器を含む）を入力しなければならない（第14条）。

当規則案は農薬の取扱い（使用・保管・販売・廃棄）についても規定しており、とくに、「影響を受けやすい場所」およびそこから３メートル以内で農薬の使用を禁止している（第18条）。影響を受けやすい場所とは、一般市民が利用する公共の場、子供など弱者グループが主に使用する場所、人の居住地、生態学的に影響を受けやすい場所

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

などであり、さらに、CAP直接支払いの受給条件の一つである非生産的用地（注３）も含まれている（第３条第16項）。

農業者がこの規則に対応するには、新たに機器購入等の費用が生じると見込まれている。CAPによる助成を可能にするため、CAP戦略計画規則を改正し、環境支払の一種であるエコスキームおよび環境・気候管理誓約について、５年間に限り当規則を順守するための費用を助成できる規定を設けている（第43条）。これらの助成は、本来は農薬等の最低基準および法定要件を上回る取組みが対象とされている（注４）。この規則案で義務付けようとしている農薬削減は、CAPが支援すべきF2F/BDS目標である。また、先に見たとおり（前出第２表）この規則（が置き換える予定の持続可能使用指令）は、CAP戦略計画規則が貢献すべき法制に含まれている。それがこうした特例を設ける根拠になっていると考えられる。これが前例となれば、今後他の法制で環境規制が強化される際にも同様の対応がなされる可能性があろう。様々な分野で環境規制が強化されれば、それに対応する農業者への支援が必要となるが、CAP財政で賄えば当然ながらそれ以外の農業施策の財源が目減りする。ヴォイチェホフスキ農業担当欧州委員はこの例外規定に不満を表明している。

農相理事会はこの法制案に反発し、追加的な影響評価の実施を要求したため審議は遅れている。農薬の削減義務と個別農場の使用データの集中管理は、農業の環境対策で先行するスイスの制度（2021年３月制定）と類似した枠組みである（平澤（2021））。

c　農業統計の拡張

2022年11月に「農業投入・産出統計規則」（2022/2379）が制定され、環境・気候対策を進めるうえで必要なデータが拡充された。この規則は品目部門別の統計に関する既存の規則（注５）を取り込んでおり、対象とするデータの範囲が広い。規則を統合した理由は、統計間の整合性や合理化、環境的側面の取り込みのためである（注６）。

拡充の内容であるが、まず農産物の生産データに放牧など草地の生産が追加された。草地や反芻動物が気候変動に与える影響を把握するためである（規則2022/2379前文説明項目６）。また、農薬の使用削減を目指すうえで必要とされる、農薬使用の年次データが加えられた。ただし加盟国の対応に猶予を与えるため経過措置を設けた（注７）。さらに、養分収支のデータも追加された（同前文説明項目21、第５条）。

（注１） 欧州委員会、欧州議会、欧州会計監査院がそれぞれ報告書を公表している。

（注２） 2015～17年の１ヘクタール当たり使用量・リスクがEU平均よりも小さい（／大きい）、あるいは削減（11～13年対比）がEU平均よりも進んで（／遅れて）いれば、その程度に応じて35%まで緩和が認められる（／67.5%まで強化される）。

（注３） 農地の良好な農業・環境条件（GAEC）の一環として、耕地の４％以上を充てる必要がある。

（注４） 直接支払いの環境要件（コンディショナリティ）を上回る必要もない。

（注５） 家畜・食肉（規則1165/2008）、作物（規則543/2009）、農薬（規則1185/2009）、牛乳・乳製品（指令96/16）の各部門。規則1185/2009についてはF2Fが見直しを予定している。

（注６） EUの農業統計は３つの規則に統合が予定されており、本規則はその一つである。他の２つ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

は農場レベルの統計を扱う「統合農業統計規則」2018/1091と、国民経済計算の一環をなす「共同体農業経済計算規則」138/2004である。

(注7) 当初の３年間に１回、その後は、業務用の農薬使用を電子形式で保存するEU法が適用されてから１年経過するまでの間は、２年に１回に軽減している（規則2022/2379　前文説明項目９、第14条）。

(3)　危機に応じる食料安全保障施策

a　パンデミックと緊急時対応計画

F2Fでは食料安全保障に関する取組がなされている（第４表）が、これは2020年以降の情勢変化を受けた動きである。もともと2019年12月に公表されたEGDには、食料安全保障への言及が全くない。しかし、2020年になって新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生すると、EUのフードサプライチェーンは混乱を来たし、食料安全保障への関心が高まった。そして、パンデミックのため公表が2020年５月にずれ込んだF2Fには、食料安全保障にかかる緊急時対応計画の策定が盛り込まれた。EUには緊急時の即応体制が無かったため、加盟国間や公的機関同士の連携が不足し、連絡や調整、関係者と消費者への情報提供も不十分であった。そうした反省から、まずは体制の構築が課題となったのである。

b　ウクライナ紛争への対応

2022年には、ウクライナ紛争を受けてさらに対策が必要となった。2022年３月公表の政策文書「食料安全保障の確保と食料システムの強靭性強化」（EC（2022a））は、世界の食料情勢を踏まえてウクライナへの支援や、それ以外の海外援助、EU域内の低所得者向け支援と並んで、農業に関する施策を打ち出した。

農業分野の対策はCAPの枠組みに基づく。影響を受けた農業者を救済するために各種市場施策を動員し、例外的な助成金も用いられた。また、食料増産を容易にするため直接支払いの環境要件緩和（グリーニングの生態学的重点用地）を一時的に緩和した。そして2023年から実施されるCAP戦略計画には、化石燃料や肥料、農薬への依存度を減らす施策を盛り込むよう推奨した。

さらに、肥料価格の高騰と供給不安への対応方針を示した2022年11月の文書「肥

第4表　F2Fに基づく施策（食料安全保障関連）の進捗状況

「危機の際における食料供給・食料安全保障を確保するための緊急時対応計画」　2021年11月公表 ・パンデミックによる混乱を受け、加盟各国が参加する常設の専門家グループ（欧州食料安全保障危機準備・対応メカニズム）を設置（2022年）、民間部門組織の担当者ネットワークを構築 ・リスクと脆弱性のマッピング、ダッシュボード（2022年12月稼働）、各種対策の検討
「食料安全保障の確保と食料システムの強靭性強化」　2022年3月公表 ・ウクライナへの支援：緊急支援、農産物輸出経路「緑の回廊」（連帯レーンに改称）の提供など ・増産のためグリーニングの生態学的重点用地で作物生産を許可（→2023年は輪作と非生産的用地の免除） ・例外的調整助成（5億ユーロ）、国別助成（1件3.5万ユーロ以下）、豚肉民間在庫助成
「肥料の供給と負担可能な価格の確保」　2022年11月公表 ・加盟国はガスの配給を行う場合、肥料生産者を優先できる（国家緊急計画） ・農業者への助成（農業準備金、国別助成［肥料生産者も］） ・CAP戦略計画で持続可能な施肥対策、肥料市場観測（2023）

資料　第3表に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

料の供給と負担可能な価格の確保」（EC（2022e））では、農業者と肥料業界への支援を整理した。農業者への助成に加えて、加盟国がCAP戦略計画で持続可能な肥料の使用を促進するよう要請し、また市場の透明性を高めるために、農産物の品目別に展開されている情報ポータルサイト「市場観測」に肥料を加えることも打ち出した。肥料製造業者に関しては助成金に加えて、当時は天然ガスの不足により冬季に配給制度を導入する可能性があったため、その場合の国家緊急計画において、加盟国が肥料製造業者向けの供給を優先できるとした。

c　タンパク源の政策見直し

ウクライナ紛争を受けて、植物タンパク質の自給強化等を目指す戦略が策定されつつある。

この件は以前から検討されてきた（注８）。EUは主要な農産物を概ね自給しているものの、タンパク質作物・油糧種子は大豆を中心に輸入に依存している。2000年代後半以降に世界の需給が引き締まり傾向となったため、この状況を改善すべきであるとする意見が強まり、2017年にCAPの各種施策を修正した際、欧州委員会は欧州植物性タンパク質戦略の策定の可能性を検討することとなった（オムニバス規則2017/2393付属の欧州委員会声明）。しかし、2018年に提出された「EUにおける植物性タンパク質の振興」は結論を先送りし、既存の政策手段を活用して加盟国は自国のCAP戦略計画等により植物性タンパク質を生産する農業者を支援できるとした。

その後、2021年12月にフランスとオーストリアが連名でEUのタンパク質戦略策定を求める声明を発表し、タンパク質作物の増産は環境・気候対策にも寄与すると主張した。そして2022年２月にウクライナ紛争が始まると、欧州首脳理事会は同年３月11日のベルサイユ宣言で植物由来タンパク質のEU域内生産を拡大して輸入依存を削減する方針を示した。さらに同月の農相理事会では大多数の加盟国がEUタンパク質戦略の策定を支持し、欧州議会（本会議決議）や農業・飼料・種子の業界団体もそろって支持を表明した。これを受けて欧州委員会は方針を転換し、翌月（４月）にはそうした戦略の必要性を認めた。

ヴォイチェホフスキ農業担当欧州委員によると、欧州委員会はタンパク質政策の包括的な見直しを行っており、2024年３月までに報告書を公表する予定である（欧州議会への2023年２月１日付答弁書による）。この見直しは食料安全保障の増進とともに環境と気候への影響縮小を目指しており、CAPの範囲を越えて飼料・食料生産を網羅する。具体的には輸入依存の問題に加えて、植物由来代替タンパク質の生産促進や、畜産部門におけるタンパク質需要の分析、そして人間の食生活における植物性タンパク質の拡大方法を含む。

d　ウクライナからの農産物流入

ところで、ウクライナの農産物輸出への支援（前述）はその後、副作用を生み出し

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た（注９）。国境沿いの東欧加盟国にウクライナから安価な農産物が大量に流入した（注10）のである。

ウクライナの港がロシアによる侵攻で封鎖された後、EUはウクライナの農産物輸出を継続させるため、ポーランドなどEU域内を経由する陸路と運河の「連帯レーン」を構築し、輸送路として提供した。また、2022年６月５日から１年間、輸入関税（小麦95ユーロ／トンなど）を免除した。

その結果、ポーランド、ルーマニア、ハンガリーなどでは、ウクライナからのトウモロコシ輸入が2022年１月～11月の累計で例年の２千～３千トンから数百万トンへと急拡大した。小麦やヒマワリ種子の輸入も著しく増え、国内産農産物の需要が減少した。各国市場は特に秋の収穫期から混乱し、欧州委員会のボイチェホフスキ農業担当委員は、ポーランドで倉庫が満杯になったと発言した。東欧諸国はウクライナに対する支援を積極的に後押ししてきたが、それが自国の農産物市場に混乱を招く結果となった。

2023年１月30日の農相理事会では、ポーランドなど６か国が連名で、農家への補償や、輸送路からEU市場への農産物流入を防ぐことを訴えた。この問題で影響を受けた加盟国の農家救済策が検討されており、ボイチェホフスキ委員は、市場介入や特例措置のために用意された「農業準備金」を使う方針を打ち出した。

こうした状況にあってもEUは、ウクライナの輸出への支援を継続する方針である。ウクライナの港からの輸出は昨年夏に再開したものの、ロシアの姿勢が定まらず不安定（注11）なため、連帯レーンの拡張を計画している。関税免除も６月に１年間延長する方針である。ただし、農産物のセーフガード（緊急輸入制限措置）として関税の再適用を発動しやすくする。

(注８) 石井（2023）はこの問題について整理し、フランスの動向を紹介している。

(注９) 以下、平澤（2023）による。

(注10) EUの国境保護措置の重要性が改めて認識される。また、ウクライナはEUへの加盟を申請しているが、欧州共通市場への統合に相当の課題があることは明らかである。

(注11) 農産物輸出を認める「黒海穀物イニシアチブ」の協定は120日毎に更新される。ロシアは自国の農産物や肥料の輸出に対する制限が残っているとして、更新の都度条件交渉を迫っている。国連事務総長はこの協定につながる交渉を開始する際、ウクライナの港からの農産物輸出と、ロシアの農産物および肥料の輸出を確保することを目指すとしていた。また、当該協定に基づく輸出では、関係国と国連が貨物船の検査を行うよう定められている。ロシアは検査を遅らせているとの批判がある。

(4)　BDS等の規制強化

BDS等の動向も活発である。自然保護政策の対象を保護区から農業など生態系一般へと拡大する野心的な自然再生法案に加えて、農林産物や畜産経営を対象とする強力な規制が提案あるいは決定されている（第５表）。

a　森林破壊に不関与の証明を要求

森林破壊規則案（EC（2021a））は2022年12月にEU3機関（閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会）の政治合意が成立した。森林破壊への寄与が大きいとされる農林産物６

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5表　BDSに基づく施策の進捗状況

「2030年に向けたEU土壌戦略」　2021年11月公表 ・土壌健全法の法制案を策定(2023年)、2050年目標の設定 ・F2F/BFS目標(養分損失(50%)・肥料(20%)削減)の義務化を選択肢として検討
森林破壊規則案（森林破壊および森林劣化に関連する特定の産物および製品のEU市場での販売およびEUからの輸出に関する規則案）　21年11月公表、22年12月政治合意成立 ・EUで販売ないし輸出される農林産物6品目と関連製品に、森林破壊と無関係かつ生産国の関連法制に従った生産を要求、声明書の提出を義務付け ・2年以内に検討：森林以外の生態系への拡大、品目や関連製品の拡大、金融機関の義務規定
産業排出指令改正案　2022年4月公表(ゼロ汚染行動計画による) ・対象となる畜産農場を大幅に拡大、基準は大型家畜単位(成牛頭数換算)150以上 ・対象畜種(豚、鶏)に牛を追加
自然再生法案　2022年6月公表(持続可能使用規則案と同時) ・全ての生態系を保護の対象に含め、拘束力のある目標値を設定。国別計画の策定 ・BDS目標(授粉媒介者の減少を逆転)を義務付け ・農業生態系の5指標に回復目標値設定、BDS目標(多様性の高い景観特性の農地10%)達成に貢献
「EU授粉媒介者イニシアチブの改正　授粉媒介者のニューディール」　2023年1月公表 ・包括的なモニタリング体制の構築、絶滅危惧種グループの保全計画策定(農業景観・森林景観を含む) ・将来のCAP改革で、保護と回復の最善の選択肢を検討

資料　第3表に同じ

品目（牛、カカオ、コーヒー、油ヤシ、大豆、木材）とその関連製品（加工品等）について、EUで販売ないしEUから輸出する際に、森林破壊（木材の場合は森林劣化も）と無関係であることを証明するデューデリジェンス（情報収集・リスク評価・リスク軽減策）声明書の提出を義務付ける制度である。個々の生産圃場別に地理的位置情報が要求される。ただし牛の流通においては、その飼養に用いた飼料の地理的位置情報は要求されない。

この規則は施行から一定の期間をおいて対象範囲拡大の検討を定めている（規則案第32条）が、審議の過程で内容が拡充された。今後の検討次第では下記のとおり森林にとどまらない広範な分野にまで広がる可能性がある。

まず施行から１年以内に、森林以外で木の生えた土地を制度の対象に追加する場合の影響評価を、必要に応じて法制案とともに提出する。次に２年以内に、それ以外の自然生態系を対象に追加する場合の影響評価を、必要に応じて法制案とともに提出する。この自然生態系は、草原・泥炭地・湿地といった炭素蓄積量が多く生物多様性の価値が高い土地などであるが、それに限定されてはいない。また、このときに次の３点の拡充も検討する。第一はトウモロコシなど品目を拡大する必要性と実現可能性である。第二は関連商品の修正・拡大が適切かどうかであり、バイオ燃料の追加には特に注意を払う。そして第三は、森林の破壊・劣化につながる資金の流れを防ぐ金融機関の義務規定の必要性である。

このように、将来的には様々な自然生態系の破壊・劣化に寄与する可能性のある多様な農林産物や関連製品に、トレーサビリティや販売禁止など強い規制を課す制度の可能性を探ろうとしている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

b　畜産の汚染排出規制を拡大

産業排出指令は、大規模工場と大規模畜産経営による汚染物質の排出を規制する制度である（注12）。この制度の改正案（EC（2022b））が2022年４月に公表された。F2FやBDSではなく、EGDの一環をなす「ゼロ汚染行動計画」によっている。

この改正案は畜産の適用範囲拡大を含んでいる。従来は約２万の養豚場と養鶏場が対象であったが、飼養頭羽数が家畜単位（成牛頭数換算）150以上の施設に対象を拡大し（注13）、かつ畜種に牛を加えることにより、16万５千農場の追加を見込んでいる。これによって対象は畜産農場数の13%（注14）に達するとされたほか、大気・水・土壌への排出規制によって、アンモニアは畜産からの排出量の60%（従来は18%）、メタンは同43%（同３%）が監視下に置かれる。

改正案（第70a条から第70i条）によれば、対象となった畜産経営の操業には許可が必要であり、欧州委員会の定める操業ルールに従わねばならない。操業ルールは排出制限値や環境パフォーマンス制限値などを含み、利用可能な最善の技術に基づいて要件を設定する。飼育場は監視の対象となり、検査結果は公表される。違反が環境を著しく悪化させる場合や人の健康に重大な危険をおよぼす恐れがある場合は、操業ルールに従うまで施設の操業が停止される。許可の付与にかかる手続きには、関係のある公衆が参加する機会を早期かつ効果的に与えられ、協議結果は公表される。なお、畜産の汚染物質排出は大規模工場よりも軽微であるため、特別に簡易な規制が適用される。また、農場が操業許可を得るには年間2,400ユーロの費用がかかる。

この改正案に対して各国農相や欧州議会農業委員会の議員は反発しており、閾値を300家畜単位に引き上げるよう求める声もある。また、報道（Euractiv, 16 Feb 2023）によると、当初言われていた対象農場の割合（13%）は2016年の統計に基づく推計であり、その後農場の統合が進展しているため、未公表の最新データ（2020年）を用いれば養豚場61%、養鶏場58%、養牛場12.5%と大幅に増加するという。養豚場や養鶏場は過半が網羅されることになる。閣僚理事会では、閾値の引上げや、牛・豚の粗放的な飼育を対象外とすることが議論されている（Euractiv, 17 March & 8 March 2023）。

c　新たな自然再生法と農業生態系の回復

2022年６月に公表された自然再生規則案（通称「自然再生法」）は画期的であり、生物多様性の保全に関するEUの規制枠組みを大きく広げ、かつ法的拘束力を持たせようとしている。この種の法制は世界初であるという（2022年６月22日報道発表）。従来のおもな制度は、鳥類指令と生息地指令であり、保護区（「Natura 2000ネットワーク」。陸地面積の18%、海洋の８%を占める）を設定して種と生息地の回復を図っている。新たな規則案は対象を他の各種生態系に拡大し、それぞれに拘束力と期限のある目標を設定する。また、既存の指令による鳥類種と生息地の回復にも期限を設ける。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農業もこの仕組みに組み込まれる。農業生態系に複数の指標を設定して義務的な目標を課し、そのなかで多様性の高い景観特性の農地拡大（BDS目標の一つ）も促進しようとしている。また、受粉媒介者の減少を逆転させること（もう一つのBDS目標）も義務付けられる。

この規則案はBDSの「自然再生達成目標」構想を元にしているが、範囲は大きく広がり、BDSの過半を占める「自然再生計画」の対象領域を概ね網羅している。ただし、棲み分けを意識して持続可能使用規則案や土壌戦略が担う分野は避けており、前出の第１表でみたとおりBDS数値目標も施策間で分担されている。そうした連携を反映して、自然再生規則案は持続可能使用規則案と対になって公表された。両者の大元であるBDSとF2Fが同時に公表されたのを踏襲した形である。

以下、自然再生規則案の具体的内容と農業の扱いを確認する。当規則案は生態系の回復だけでなく、気候変動対策や、国際的な約束の履行への貢献も目指している（自然再生規則案（以下省略）第１条第１項）。そのために加盟国が自然再生施策を整備するための枠組みを定める。施策は2030年までに陸海面積の20％、2050年までに再生を要するすべての生態系を対象としなければならない（第１条第２項）。提案文書（EC（2022c）p.4）によれば、対象とする生態系は、評価手法の開発の進展に応じて増やすことが想定されている。

生息地指令の対象となる種類の生態系（陸・沿岸・淡水域と海域）に関しては良好な状態を評価する手法が既に整備されている。本規則案ではその指標を活用し、生息地の再確立や状態改善のため再生策を講じるよう義務付け、加盟国が達成すべき進捗（面積割合）を2030年、2040年、2050年についてそれぞれ設定している（第４条、第５条）。対象地は保護区に限定されず、保護区の内外で再生策を講じることが意図されている（前文説明項目25、27）。

それ以外の農業・森林・都市生態系と、河川の接続性（注15）、受粉媒介者については、より具体的な個別の指標による目標が設定された。将来的に生態系の良好な状態を（総合的に）評価する指標が開発されれば、それに基づく目標の設定も想定される（第22条、EC（2022c）p.10）。

農業に直接関わりのある受粉媒介者と農業生態系の規定に絞って内容を紹介しておく。受粉媒介者について各加盟国は2030年までに減少を逆転させ、その後も十分な水準に達するまで増加傾向を維持しなければならない（第８条）。これによってBDSの2030年目標（減少の逆転）が各国一律に義務付けられるうえ、その後の方針も示された。

農業生態系については、各国が３つの指標（草原性の蝶、耕作地鉱物性土壌の有機炭素、多様性の高い景観特性を有する農地の割合）すべてを継続的に引き上げねばならない。BDSは多様性の高い景観特性を有する農地の割合を10％まで引き上げることを目標にしており、この規定による達成が

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

期待されている（前文説明項目52）。また、他の２つの指標（共通農地鳥類指標と、排水された泥炭地）については2030年、2040年、2050年についてそれぞれ目標値を設定している。そのうち共通農地鳥類指標については、個体数の減少が速い国には大幅な引き上げが課される。また、排水された泥炭地については2050年にはその70％に再生策を講じ、その半分を再湿潤化することが求められる（第９条）。

加盟国は国別計画を策定して各種目標の達成に必要な面積を算出し、再生施策を定め、進捗を毎年モニタリングする（第11条、第12条、第17条）。計画に欧州委員会の承認は不要であるが、欧州委員会は各国の計画案を評価し意見を述べることができる（第14条）。

d　授粉媒介者対策

「授粉媒介者のためのニューディール」（EC（2023））は、2018年の「EU授粉媒介者イニシアチブ」を、その後の進捗と政策動向を反映して改訂したものである。2018年のイニシアチブは、野生の授粉媒介者の減少に対処するEU初の枠組みであった。欧州グリーンディール以来、政策は大きく進展している。BDSは2030年までに授粉媒介者の減少を逆転させることを目標の１つとしており、自然再生規則案はこの目標に拘束力を与えようとしている。そのため改訂された本イニシアチブは、自然再生規則案が要求する各国の再生策を支援し、補完することを目指している。

本イニシアチブが提示するおもな取り組みは、①包括的なモニタリング体制の構築、②研究・評価への支援、③授粉媒介者の保護、④農業景観における生息地の回復、⑤農薬の影響緩和、⑥国の授粉媒介者戦略策定などである。

農業分野における脅威は比較的理解が進んでいるため、具体的な対策が進められる。上記の③に関連して、欧州委員会は絶滅が危惧される授粉媒介者の「種行動計画」（注16）を2026年までに３件策定中であり、うち２件はEU全域の農業・森林景観を対象としている。授粉媒介者の保護は保護区に組込む必要があり、2030年までに陸地の30％（注17）を保護区にするBDSの目標の下で、新たに設定される保護区への組込みが期待されている。また、④はCAPのエコスキームと農業環境・気候管理誓約による貢献が期待されており、同じく⑤はF2F/BDSの農薬半減目標と持続可能使用規則（案）による推進が想定されている。

さらに、2028年以降に実施される将来のCAP改革にも言及し、授粉媒介者の保護と回復にとって最善の方法を検討するとしている。上記④とともに、自然再生法によるCAP動員の青写真を示すものと言えよう。

(注12) この制度と連動する欧州汚染物質排出・移動記録簿（E-PRTR）のデータベースは、Webで個票データを公表している。

(注13) 従来は家禽４千羽、30kgを超える豚２千頭、750kgを超える雌豚750頭を上回る規模の施設による集約的飼養が対象。それに対して新たな基準は採卵鶏１万羽、豚５百頭、雌豚３百頭に相当するため、従来の２割半から４割の規模で制度の対象となる。

(注14) 養豚場18％、養鶏場15％、養牛場10％が対

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

象となる。
(注15) 自由な流れを回復するため障壁を除去する。
(注16) 生息地指令の下で絶滅危惧種を保全するための枠組み。
(注17) Natura 2000の保護区は18％であるが、加盟国の制度による８％を加えれば、既に合計26%が保護されている。

(5) 脱炭素へ向けたカーボンファーミング

温室効果ガス（GHG）削減はEGDのおそらく最大の課題であり、F2FやBDSとは別の枠組みで取り組まれている。農業部門のGHG削減目標は2030年のGHG排出55％削減を目指す施策パッケージ「Fit for 55」(2021年７月公表）の中でなされた（第６表）。同様にしてF2Fが提起したカーボンファーミング（農業における通常を上回るGHGの排出削減および除去の取組みに報酬を与える仕組み）は一般的な炭素除去の枠組みに取り込まれたため、以下ではそうした制度の枠組みについても適宜説明する。

a GHG削減とカーボンファーミング

温室効果ガスの純排出ゼロを実現するためには、削減しきれずに残るGHG排出を、炭素除去によって相殺する必要があると考えられている。しかし、炭素除去は炭素排出削減に比べてまだ取組みが少なく、仕組みがまちまちであり、信頼性も低いとみなされている。そうした背景のもと、EGDの「循環型経済行動計画」（2020年３月公表）は2023年までに炭素除去認証の規制枠組を策定する方針を示した。

2021年12月の文書「持続可能な炭素循環」（EC（2021b））は、炭素除去の具体的な手段であるカーボンファーミングおよび工業的回収・利用・貯蔵についてそれぞれ現状と課題を整理したうえで、2022年末までに炭素除去量の算定と認証のための規制枠組みを提案すると予告した。F2Fで計画されていたカーボンファーミング構想はこの文書に組み込まれる形となった。カーボンファーミングは農業者など土地管理者に報酬を与えるビジネスモデル（注18）となることが想定されており、2028年までにすべての土地管理者が検証済の排出・除去データにアクセスできるようにし、カーボンファ

第6表　脱炭素等に関するEGD施策の進捗状況

GHG排出削減策法制案「Fit for 55」　21年7月公表、22年11月～12月 政治合意成立 ・土地利用部門（LULUCF）規則の改正：森林や農地を含む土地利用部門の純吸収量の縮小傾向を反転させ、2030年までに15%拡大。土地利用部門に農業部門の非二酸化炭素GHGを合わせて2035年までに純排出ゼロを実現、以後は純吸収量を拡大
「持続可能な炭素循環」　2021年12月公表 ・加盟国のCAP戦略計画（2023年実施）にカーボンファーミングを組込むよう要請 ・炭素除去会計・認証のためのEU規制枠組を提案（下記） ・農業の温暖化ガス排出に汚染者負担原則を適用する可能性について調査（2023年12月まで）
炭素除去の連合認証枠組みを定める規則案　2022年11月公表 ・ボランタリーなEU認証枠組み。3つの柱：品質基準、検証（審査）・認証手続き、認証制度の機能。4つの品質基準（QU.A.L.ITY）：定量化、追加性、長期貯蔵、持続可能性 ・3種類の炭素除去（恒久的な炭素貯蔵、カーボンファーミング、製品への炭素貯蔵） ・技術的な認証手法は欧州委員会が専門家会議を主宰して検討。各国代表合計約70名で構成、2023年3月から会合。部会も設置予定

資料　第3表に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ーミングが土地利用部門（森林・農地など）のGHG純吸収量拡大目標（2030年、表中のFit for 55による）に貢献すべきであるとした。

b　カーボンファーミングの認証枠組み

これを受けて2022年11月に公表された「連合の炭素除去認証枠組みを定める規則案」（EC（2022f））は、EUによるボランタリーな（参加を義務付けられていない）認証枠組みを提示した。なお、制度名称は炭素除去であるが、カーボンファーミングについては排出削減の取組みも含まれる（炭素除去認証枠組規則案（以下省略）第２条第１項（h））。

全体の枠組みは３つの柱、すなわち品質基準、検証（審査）・認証手続き、「認証スキーム」の機能からなる（規則案第１条）。

品質基準は定量化、追加性、長期貯蔵、持続可能性の４種類からなる（注19）。これらを満たし、かつ独立した所定の検証を受けた炭素除去が認証の対象となる（第３条）。

審査・認証の流れを第１図に示した。まず、認証スキームは加盟国ないし民間が運営し、欧州委員会の認可を受けて成立する。「認証機関」は国の「認定当局」から認定と監督を受ける。炭素除去活動を行う事業者は、当該活動の認証を認証スキームに申請したうえで、認証スキームが指名する認証機関の審査を受け、合格すれば認証書が発行される。審査結果と認証書は公開登録簿に掲載される。

本制度の対象となる炭素除去の種類は、

第1図　炭素除去の審査・認証手続きと認証スキーム

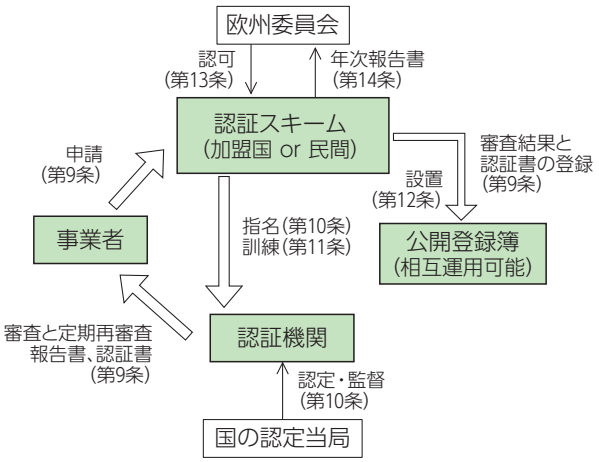

資料　炭素除去認証枠組規則案に基づき筆者作成

カーボンファーミングのほか、製品への炭素貯蔵と、恒久的な炭素除去がある（第８条）。それぞれに性格が異なり、またカーボンファーミングも多様であるため、認証の手法は欧州委員会が専門家会議を主宰して検討する方針である。専門家会議は法制案の成立を待たずに2023年３月から開催される。

認証手法の目的は、炭素除去の確実性確保だけでなく、それに加えて、生態系の保護と回復に関する評価、および小規模なカーボンファーミングを行う事業者の事務負担軽減が定められている（第８条）。また、持続可能性との関連で、認証手法は生物多様性と生態系の保護・修復にかかる副次的便益（コベネフィット）を促進するよう求められる（第７条第３項）。

なお、本制度に基づく炭素除去の認証書は、土地利用部門などにおける温室効果ガスインベントリの作成、企業の気候・環境対策の裏付け、カーボンオフセットのボラ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ンタリー市場などでの使用が想定されている（前文説明項目第31）。

(注18) カーボンファーミングを新しいビジネスモデルとして打ち出したのはF2Fである。EGDは循環型経済行動計画に関する記述の中で「新しいビジネスモデル」という表現を用いたが、カーボンファーミングへの言及はなかった。

(注19) 定量化には炭素除去純便益が用いられる。これは炭素除去活動の総炭素除去量から、ベースラインの炭素除去量と、炭素除去活動によって生じる排出量を差し引いて得られる（第４条）。追加性とは、炭素除去の取組み法定要件を上回りかつ認証のインセンティブによって行われることを指す（第５条）。事業者は長期貯蔵を目指すことを示さねばならない。カーボンファーミングおよび製品への炭素貯蔵は、長期貯蔵が保証されないため、当該炭素の放出リスクの監視・軽減と、放出が生じた場合の責任メカニズムを課され、また監視期間終了後は全て放出済みとみなされる（第６条）。持続可能性については、所定の６つの分野で副次的便益を生じるかあるいは中立的であるようにするため、別途定める最低限の持続可能性要件が課される（第７条）。

3　各国CAP戦略計画の予算概要

本節では加盟国が立てたCAP戦略計画予算の基本的な特徴と、環境・気候戦略に貢献する費目の大きさを確認する（注20）。欧州委員会が計画を承認する決定の附属文書には、各計画の予算概要が共通の様式で掲載されているのでそのデータを用いる。CAP戦略計画は原則として各国１つであるが、憲法上の制約があるベルギーには２つの地域別計画が認められたため、27か国で28の計画が策定された。

(注20) エコスキームなど各国施策の具体的内容については今後の課題としたい。

(1)　全体の構成

CAP戦略計画全体の予算構成は、直接支払いが４分の３、農村振興が４分の１である（第７表）。ただし、各国の予算に占める農村振興の割合は13.0％から64.9％まで開きがある（第２図）。また、農村振興政策と直接支払いの間では一定の範囲内で予算の移転がみとめられており、それによって全体の予算に占める農村振興政策の割合は23.8％から26.0％に高まった。同図により国別に移転前と後の割合を対比すると、予算の移転割合が４％ポイント以上の11か国・地域は３つのパターンに整理できる。①農村振興の割合が低い国のうちドイツ、フランス、オランダ、ベルギー（フランドル地域）は移転により平均並みの割合を確保。②一方、平均を超えていわば積極的に予算の移転を行う国もあり、ギリシャとラトビアは農村振興政策を、ポーランドとハンガリーは直接支払いを積み増している。③そして農村振興の割合が極端に高い国（マルタ、ポルトガル）と低い国（デンマーク）は、それを予算移転によって一部是正している。

また、今期のCAP改革ではいわゆるCAP第一の柱である直接支払いと第二の柱である農村振興をまたいだ環境・気候対応の仕組み（グリーン・アーキテクチャー）が強く意識されており、主要な農業環境補助金は二つの柱に分かれている。直接支払いに新設されたエコスキームの予算額は、農村振興政策の環境・気候等管理誓約と比べて2.3倍の規模である。エコスキームは従来の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第7表　CAP戦略計画全体の予算構成（2023-2027年）

（単位　百万ユーロ、％）

	金額	全体構成比	柱別の構成比	前期(*)構成比
合計	252,032	100.0		
直接支払	187,898	74.6	100.0	100.0
基礎所得支持	93,839	37.2	49.9	52.4
エコスキーム（環境・気候・動物福祉）	47,526	18.9	25.3	29.2
カップル所得支持（品目別の助成）	23,031	9.1	12.3	10.6
再分配所得支持（中小経営への助成）	20,094	8.0	10.7	4.1
青年農業者所得支持	3,407	1.4	1.8	1.2
農村振興	64,134	25.4	100.0	100.0
環境・気候等管理誓約	20,290	8.1	31.6	26.1
自然等地域固有制約（条件不利地域）	10,598	4.2	16.5	17.3
義務要件地域（自然保護区など）	501	0.2	0.8	0.6
投資（灌漑も含む）	18,433	7.3	28.7	33.8
青年及び新規就農者・農村事業開業	3,412	1.4	5.3	6.6
リスク管理施策（保険・共済）	2,732	1.1	4.3	1.6
協同（LEADER等）	7,034	2.8	11.0	12.7
知識交換・情報普及	1,134	0.4	1.8	

資料　CAP戦略計画承認決定の附属文書掲載データ等により筆者が算出、作成

（注）1　当期（2023-2027年）の「基礎所得支持」は直接支払合計からほかの各種支払いを差し引いて算出。

2　前期については、①直接支払いは2015-2020年実績、農村振興は2014-2020年計画。②直接支払いの合計値は廃止になった自然誓約地域支払い（構成比0.01％）を含む。③直接支払いのうち小規模農業者支払いは各種支払いに比例的に配分した。④「基礎所得支持」は基礎支払と単一面積支払いの合計。⑤「エコスキーム」はグリーニング支払。⑥農村振興の内訳は筆者が算出した。現行区分との対応不明が1.3％あるため、内訳の合計は100％未満。⑦「環境・気候等管理誓約」は農業環境・気候支払い、有機農業支払い、動物福祉支払い、森林環境気候サービス・森林保全支払いの合計。

第2図　予算に占める農村振興の割合（予算移転前後の対比）

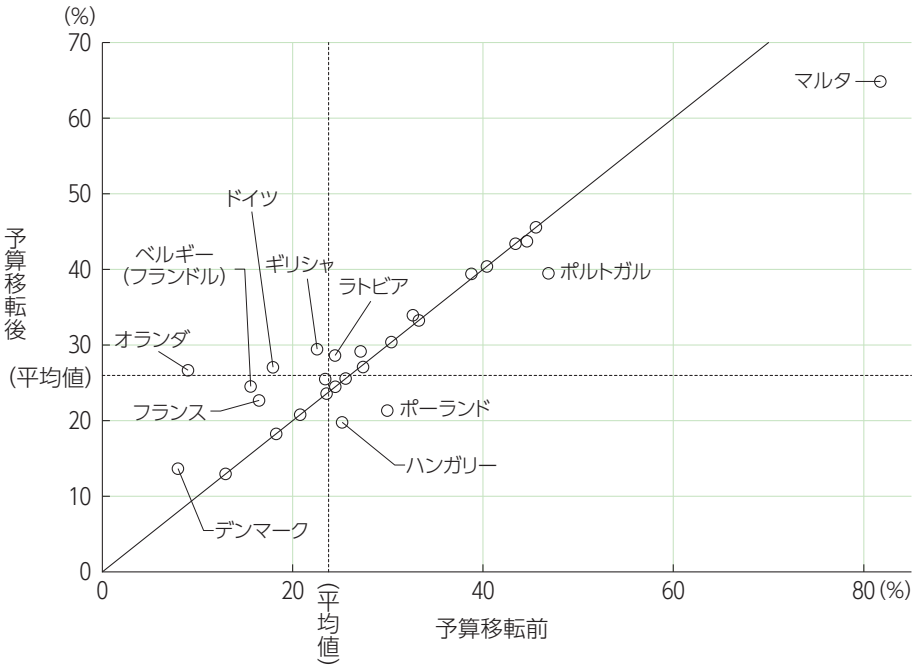

資料　CAP戦略計画承認決定の附属文書掲載データにより筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

グリーニングを上回る水準の取組みに対して支払われるため、その内容次第ではCAPにおける農業環境補助金の相当な水準向上になり得る。

次に、直接支払いと農村振興のそれぞれについて予算の内訳構成比を前期（2013年CAP改革）と比較する。

直接支払い予算を100%とする内訳構成比の変化は、おもに法定予算配分割合の変更を反映している。新たな下限割合がエコスキーム（原則25％）と再分配所得支持（中小農業者への助成）（10％）、青年農業者所得支持（農村振興政策とあわせて２％）に定められた。実際の予算配分はいずれも概ね規定に沿った水準となり、法定下限を大きく上回る積み上げはなされていない。その結果、エコスキームはグリーニングより４％ポイント低下、再分配所得支持は6.6％ポイント拡大して2.5倍増、青年農業者所得支持は1.5倍になった。

それ以外にはカップル所得支持（下支えの必要な品目への助成）が1.7ポイント拡大した。これは加盟国の判断による。差し引きで基礎的所得支持はやや縮小して50％をわずかに下回った。

農村振興予算についても同様の比較を行うため、前期の構成比を現行の内訳項目に合わせて試算した。主要な項目は概ね網羅しているが、前期予算のうち1.3％は分類できなかった。こうしたデータの制約から、比較は全体の大きな変化を見るのにとどめる。

環境・気候等管理誓約の割合は5.5ポイント拡大している。類似の機能を有するエコスキームが直接支払いで新設されたにもかかわらず、農村振興でこの予算の配分割合が拡大したことは環境・気候対策の優先順位が高いことを示すものであろう。一方、この増加を賄う形で投資の割合が5.1ポイント低下している。それ以外の動きとしては、リスク管理が2.7ポイント拡大している。

(2)　直接支払いの内訳

続いて国別に予算の構成比を比較する。まずは直接支払いの種類別構成比を第３図に示した。エコスキームは各国とも25％以上の配分が義務付けられているのと同時に、旧制度のグリーニング支払（30％）とは異なり加盟国の任意で独自の積み増しが可能であるためその実態を確認したい。エコスキームの予算構成比が25％を上回る国は８か国あり、なかでもオランダ（32.4％）、チェコ（30.0％）、エストニア（27.7％）の３か国が多くの予算を割り当てている。それ以外の国は25％から26％の範囲内に収まっている。このようにエコスキームの予算を大幅に拡張する国は限られているものの、チェコはグリーニングと同規模、オランダはそれを上回る予算を用意しており注目される。

各種直接支払いについて各国間の分布状況をみると、最大の費目である基礎所得支持の割合は加盟国によって３割から７割まで大きな幅がある。カップル所得支持と再分配所得支持も加盟国間の差が大きい。エコスキームは上記のとおり国による差が小

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　各国直接支払予算の種類別構成比

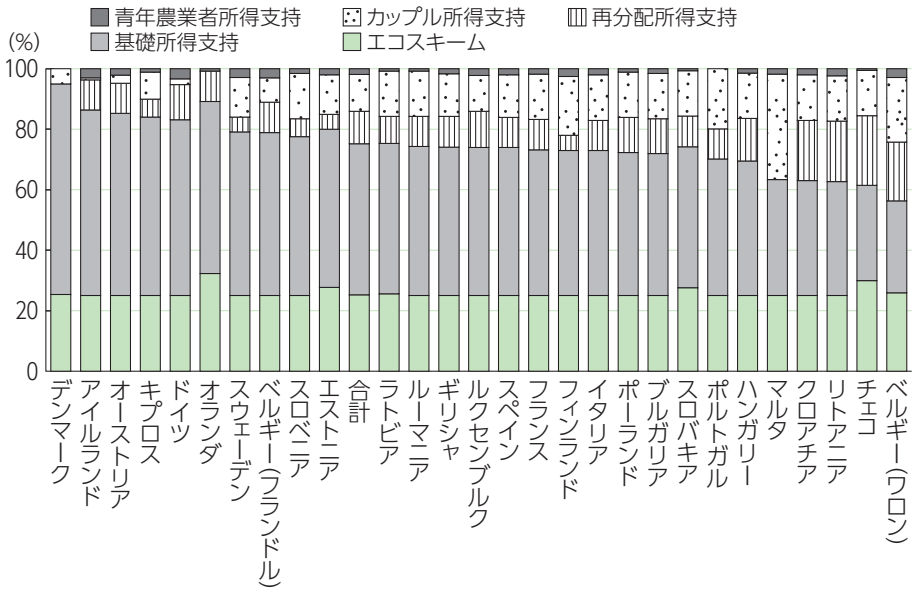

資料　第2図に同じ

さく、青年農業者所得支持は各国とも割合が小さい。こうした特徴に加えて、基礎的所得支持が他の各種直接支払いの残余として算出されることを考慮すると、カップル所得支持と再分配所得支持によって各国間の直接支払いの構成の相違を相当程度説明できることになる。

そこでカップル所得支持と再分配所得支持の予算構成比で散布図を作成した（第４図）。その分布には、若干の例外はあるものの明確な地理的偏りがある。すなわち西欧は再分配所得支持が平均並みでカップル所得支持が平均を下回る。北欧と南欧島嶼国は再分配所得支持の割合が法定下限を下回って低い（注21）。中東欧（2000年代加盟）と、島嶼国以外の南欧はカップル所得支持の割合が高い点が共通している一方で、再分配所得支持の割合は様子が異なり、中東欧はばらつきが大きく、島嶼以外の南欧は法定下限の10％程度に集中している。こうした分布の要因は直ちに説明できないが、西欧以外の加盟国が特段の財政支援を要する品目を抱えていることは間違いなさそうである。

（注21） 当該国は別途の制度で再分配の機能を実現しなければならない。

(3)　農村振興の内訳

農村振興政策予算の種類別内訳は加盟国の自由度が高く、国による違いが大きい（第５図）。とくに、EU合計で大きな割合を占める環境・気候等管理誓約と投資は、いずれも国により１割弱から６割強までの幅がある。また、両者は明瞭な負の相関があり、合計すると全ての国が４割から８割の間に納まる。

３番目に大きな費目である自然等地域固有制約（条件不利地域向けの助成）も国によりまちまちである。フランスでは36.2％

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第4図　カップル所得支持と再分配所得支持の割合

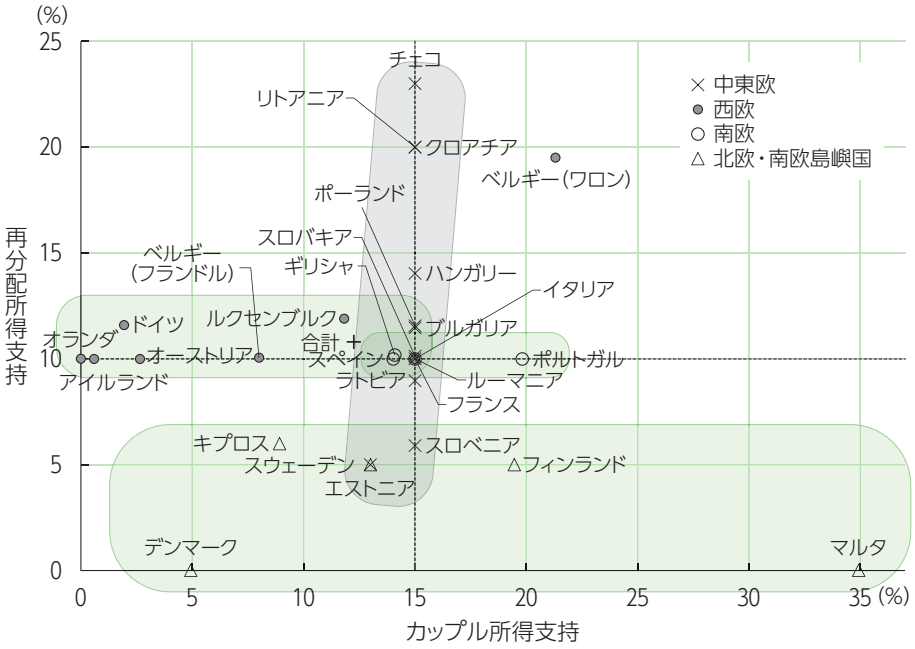

資料　第2図に同じ
(注)　直接支払い予算に占める構成比。カップル所得支持の通常の上限は15%(蛋白質作物の上乗せ2%ポイントを含む)。図中の角丸四角形の枠と網掛けは加盟国をグループ分けするため書き込んだ。

第5図　各国農村振興予算の種類別構成比

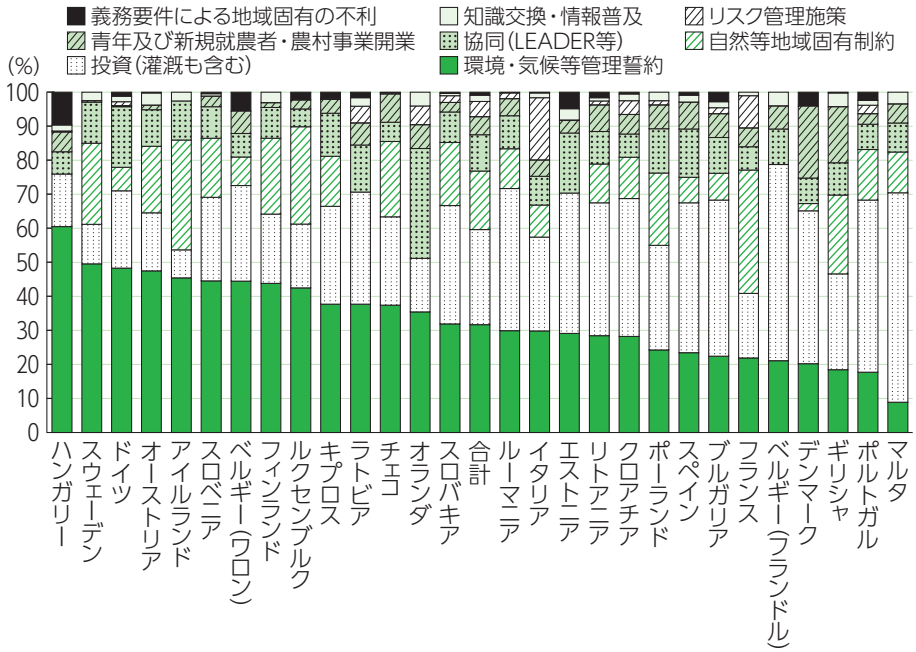

資料　第2図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

を占める最大の費目となっている一方で、金額がゼロの国も５か国・地域ある。それ以外の費目についてもいくつか顕著な例があり、オランダの協同（小規模地域振興の取組みであるLEADERなど）（32.3％）、イタリアのリスク管理（保険と相互基金）（18.3％）、デンマーク（21.1％）とギリシャ（16.5％）の青年および新規就農者・農村事業開業が挙げられる。

(4)　環境・気候対策

a　農村振興のうち環境・気候対策向け

農村振興政策の予算は各国ともその35％以上を環境・気候関連目標向けとすることが定められている。環境・気候等管理誓約と、義務要件地域（自然保護区など）に対する助成は全額が含まれるほか、投資は環境・気候対策向けのものに限って計上、自然等地域固有制約は有効性が劣後するため予算額の５割が算入される。

すべての計画が35％の基準を満たしており、EU全体では47.9％に達する。国別にみると低い国は37％で最低基準を若干上回る程度なのに対して、高い国は75％に達しており、加盟国間で２倍近い開きがある（第６図）。その多くを占めるのは環境・気候等管理誓約であるが、投資によって貢献を高めている国も散見される。フランスを含む数か国は自然地域等固有制約により法定下限（35％）を達成している。この費目は環境・気候への貢献が不十分であるとして反対する意見もあったが、これらの国にとっては算入が必要である。

b　計画予算のうち気候等対策向け

CAP戦略計画予算は各国ともその４割以

第6図　各国農村振興における気候・環境関連予算の割合と内訳

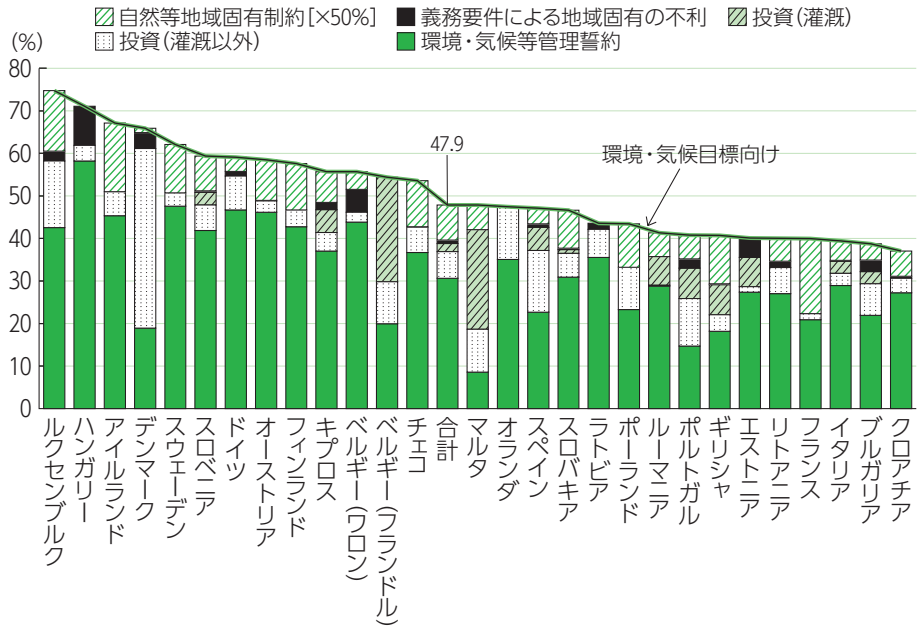

資料　第2図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

上を気候関連目標向けに充てることとされている。前項でみた農村振興の各費目に加えて、直接支払いのうちエコスキームとデカップル所得支持（基礎所得支持および再分配所得支持、青年農業者所得支持）が含まれる。デカップル所得支持は環境要件（コンディショナリティ）を課しているため気候等対策に貢献するとみなされる。ただし、デカップル所得支持と自然等地域固有制約は、有効性が劣後するため各予算額の４割が計上されている。

これらを合計するとEUの平均値は49.2%であり、各国の割合は43%から57%でいずれも最低基準を満たしている（第７図）。超過達成の幅は前項で見た農村振興に比べて小さい。

また、内訳をみると各国間の水準の違いはデカップル所得支持の違いによるところが大きい。しかし、デカップル所得支持は予算額にかかわらずコンディショナリティを課しており、予算配分に比例して気候等対策への貢献が増すかどうかは判然としない。このデカップル所得支持を除けば、各国とも気候変動関連支出の割合は概ね30%±５ポイント以内であり、いずれも最低基準の40%に届かない。全ての国は最低限度の割合を満たすためにデカップル所得支持の算入を必要としている。

それ以外に大きな割合を占めるのはエコスキームと環境・気候等管理誓約である。環境・気候等管理誓約は2.6%から20.0%まで国による差が大きいが、そうしたばらつきをエコスキームがある程度相殺する形となっており、両者の合計値はばらつきが少

第7図　各国予算における気候変動関連支出の割合と内訳

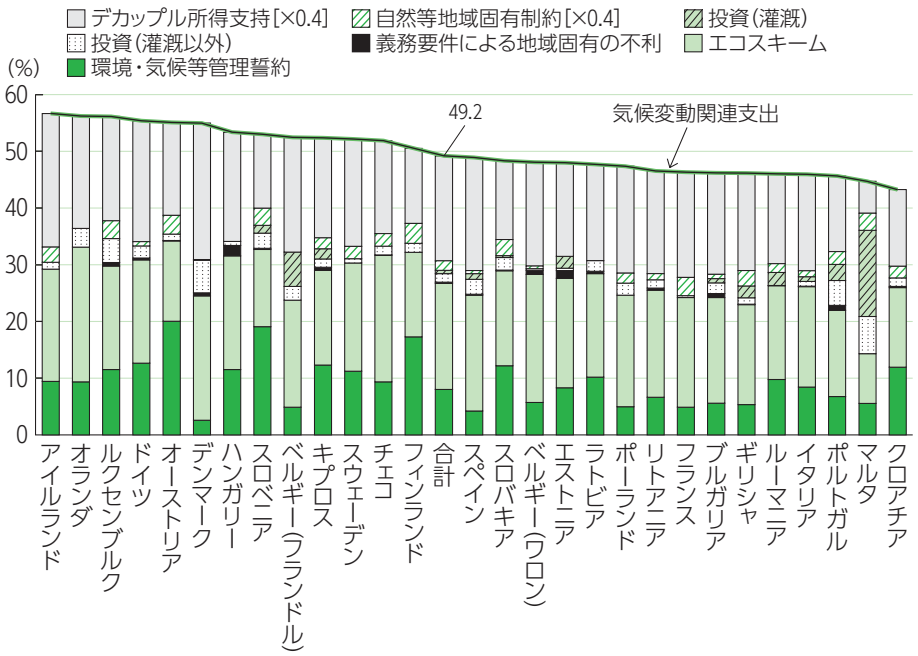

資料　第2図に同じ
（注）　デカップル所得支持＝基礎所得支持+再分配所得支持+青年農業者所得支持

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

なく、ほとんどの国は予算の30％内外を充てている。

これら２つの農業環境補助金のうち、より高度な取組を対象とする環境・気候等管理誓約の割合は、加盟国の積極的な環境・気候対策を示すと考えられる（注22）。この割合は、①環境・気候等管理誓約が農村振興政策に占める割合と、②農村振興政策がCAP戦略計画予算に占める割合の積に分解できる。①は加盟国が自由に設定できるのに対して、②は予算移転である程度の変更が可能とはいえ、おもに過去の実績を元に決定される。①と②によるバブル散布図を第８図に示した。各国の円の直径はCAP戦略計画予算に占める環境・気候等管理誓約の割合を表している。縦軸（①）と横軸（②）の相関はなく、両者が独立してCAP戦略計画予算に占める環境・気候等管理誓約の割合に寄与していることを示している。CAPに占める農村振興の予算規模に関わらず、農村振興に占める環境・気候等管理誓約の割合は国によってまちまちであり、各国が独自の方針を持っていることがわかる。農村振興政策の割合が低い国は直接支払いすなわちエコスキームの割合が自動的に高くなるため、この図の横軸方向（②）の変動は、CAP戦略計画全体の中ではエコスキームによってある程度相殺される。なお、エコスキームの予算が多いオランダ、チェコ、エストニアは、いずれも環境・気候管理誓約の割合が平均的であり、エコスキームを拡大しても環境・気候管理誓約を小規模にする傾向は見当たらない。

このように環境・気候管理誓約への予算

第8図　環境・気候等管理誓約／予算合計の要因分解

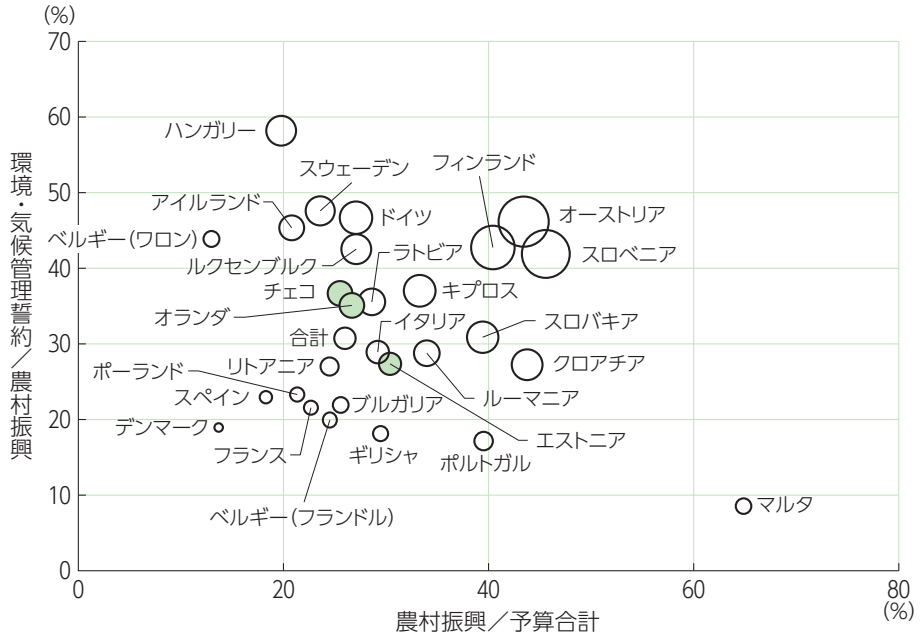

資料　第2図に同じ
（注）　各国の円の直径は予算合計に占める環境・気候管理誓約の割合を示す。円の網掛けはエコスキームの割合が高い国を表す。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

配分は加盟国によって大きく異なるが、エコスキームには、農村振興政策の割合が低い国ほどほぼ一定の割合で拡大する効果があり、それによって農業環境補助金は各国間である程度平準化されている。エコスキームは農業環境補助金を量的に拡大するとともに、加盟国間の平準化によりEU全体の底上げにも貢献していることが分かる。

(注22) ただし具体的内容は加盟国により異なるため、ある国の環境・気候等管理誓約がすべて他の国のエコスキームより高度とは限らない。

4　まとめと考察

(1)　環境・気候戦略

環境・気候戦略に基づく各種の施策が積み重なり、農業部門に生物多様性の保護などを目指す環境規制の波が押し寄せつつある。農薬削減や汚染物質の排出規制、森林破壊防止といった既存の分野における強化はもちろんのこと、いまや生物多様性保全の主要な政策（自然再生法制）が、農業を明示的に組み込もうとしている。施策の多くは法制案や構想の段階にあり、策定した欧州委員会の目指す方向性が示されている。

そこには農業に大きな影響を及ぼす可能性の高い要素が含まれている。例えば、EGD/F2F数値目標の義務付け（持続可能使用規則案、自然再生規則案）、国別の目標設定と計画策定（持続可能使用規則案、自然再生規則案）、規制対象となる生態系の種類や品目の拡大（自然再生規則案、森林破壊規則案）、きわめて多くの畜産飼養場を対象とする監視とデータの公表や市民の介入推奨（産業排出指令改正案）、すべての農場における農薬の選択や使用状況のデータ入力（持続可能規則案）などである。

これらの中から３点の特徴を見いだせる。すなわち、①規制対象範囲の拡張（品目、生態系、農場）と、将来的にはさらなる追加の想定、②国レベルの義務的達成目標の設定と国別計画およびそのモニタリング、③農場レベルの監視と報告義務、詳細なデータの要求である。

一方、脱炭素の分野でも、農業・土地利用部門にGHG削減目標が課され、また農業にはカーボンファーミングによる貢献が期待されるなど、農業が本格的に組み込まれつつある。

カーボンファーミングはビジネスモデルになるという見解が改めて示され、小規模農業者が取組み易くするための配慮も検討されている。今後、具体化な認証方法の策定とともに広範な農業者が利用できる枠組みの形成が期待される。ただし、現在適用の可否が検討されている汚染者負担原則（第６表）との整合性は気になるところである。

また、F2F/BDSの数値目標で予告されていたCAPの貢献に対し、要請が具体化し始めた。持続可能使用規則案はCAP財政により規制遵守の費用を助成するため、CAP戦略規則案を改正しようとしている。さらに、授粉媒介者ニューディールは自然再生法制の下で各国が自然再生策を進めるための枠組みを先行して準備しており、そのなかでCAPの動員を予告し、次期CAP改革の利用

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

にまで言及している。今後こうした動きが各分野に広がる可能性があろう。CAP戦略計画の見直しにつながる可能性もある。

(2) CAP戦略計画予算

新たなCAP戦略計画の予算は環境・気候戦略の期待に応えることができるであろうか。

関連する予算の配分はCAP戦略計画のうち気候変動等対策向けが49%、農村振興政策のうち気候・環境対策向けが48%であり、いずれも定められた下限の要件（それぞれ40%、35%）をかなり上回っている。国別にみても全ての加盟国が同要件を満たしている。

農業環境補助金のうちエコスキームは、直接支払いの25%（法定の下限）を上回る国が散見され、30%以上の国も２つある。エコスキームの予算規模は環境・気候管理誓約の2.3倍に達する。それと同時に、環境・気候管理誓約の予算構成比は前期よりも拡大している。これら２つの助成金を合わせるとEU全体で二つの柱を合わせた予算の27%に達する。

各国予算を確認した結果、ほぼすべての加盟国で予算の３割内外がこれらの農業環境補助金に充てられている。とくにエコスキームによって各国の予算配分がある程度平準化されている。エコスキームは直接支払いの一定割合であるため、全ての加盟国である程度の予算枠が確保されるうえ、農村振興の予算構成比が小さい国ほど多くなる。その両面から農業環境補助金を加盟国間で平準化する働きがある。

このように第一の柱で直接支払いの一定割合を農業環境補助金とし、その取組み内容を高度化するアプローチは、農業環境補助金の量的な拡大と、すべての加盟国における取組みの確保、そして加盟国間の平準化を可能にしている。CAPが環境・気候戦略に応えるうえで有効と考えられる。ただし、こうした予算配分は既往制度のグリーニングも同様であった。エコスキームは、予算規模がグリーニング支払いの６分の５に縮小し、対象農地は農業者の参加が任意に変更されたことにより縮小する可能性が高い。新制度の有効性は、エコスキームがグリーニングに比べてどの程度高度化したかにかかっている。

(3) 環境・気候対策と食料安全保障の両立が課題

EGDは当初から、世界的な環境・気候対策の分野でEUが主導権を取り、各国の政策に影響をおよぼすことを目指している。BDSや自然再生規則案、土壌戦略は国連生物多様性条約の締約国会議（COP15）を意識しており、COP15で採択された達成目標の７番目には、2030年までに農薬のリスクと養分の損失を半減するというF2F/BDS目標に近い内容が盛り込まれた。脱炭素の分野でも、EUは炭素除去認証枠組規則案によって世界の先進的な位置を確保したと見なされている。

それに対して農業部門は、農業の環境気候対策は食料生産と農業の競争力ひいては

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

食料安全保障に影響するため、急ぐべきではないと主張している。特に2022年以降はウクライナ紛争で肥料と飼料の価格が高騰して農業の経営環境が悪化したため、配慮が必要との立場である。

しかし欧州委員会（特にその環境部門）は、環境・気候対策は食料安全保障にも必要な措置であり、緩めたり遅らせたりするべきではないとの姿勢である。生態系と気候は食料生産の基盤であり、その保全は長期的な生産性と食料安全保障にとってきわめて重要である（注23）。生態系保全の経済的便益は、費用をはるかに上回るとされる。農業部門では、データの利用可能な自然および半自然の放牧地の場合、便益が費用の９倍程度と推計された（自然再生法の影響評価報告書付属文書VI-a: p.365）。

農業部門も環境・気候対策の必要性は認めている。環境部門は食料安全保障の重要性を認めている。問題は農業の経済的持続可能性とのバランスと、費用負担である。規制強化に際しては財政支援が必要であるが、対策費用をCAP財政で負担すれば農業者にとっては現存の助成金つまりは所得の目減りとなる。環境・気候対策と農業経営および食料安全保障の両立に向けては多くの議論と調整が必要とされる。

(注23) 自然再生法案の報道発表資料は、気候変動と生物多様性の複合危機が中長期的に食料安全保障の最大の脅威の一つであると述べている。

(4)　今後の見通し

法制案のうち持続可能使用規則案と自然再生規則案、産業排出指令改正案、炭素除去認証枠組規則案は審議中であり、今後理事会と欧州議会による修正がなされる。本稿で紹介した内容がどの程度実現するかは不明であり、審議が長引いて2024年にずれこめば今の欧州議会では不成立となる可能性もある。

これらの法制案の策定と審議は環境部門主導で進められている。欧州委員会の担当部局はそれぞれ健康・食品安全性総局、環境総局（２件）、気候総局であり、欧州議会の担当委員会は環境委員会である。

欧州議会では４つの法制案のうち炭素除去認証枠組規則案以外の３つについては、農業委員会が「協力委員会」となり、ある程度の発言権を得た（注24）ものの、農業部門の意向が大きく反映される保証はない。炭素除去認証枠組規則案および概ね審議済みの森林破壊規則案に関しては、農業委員会は「意見委員会」（注25）にすぎない。ただし環境委員会が他の委員会の意見を反映しなければ、本会議で否決される可能性がある。環境委員会は持続可能使用規則案について農業委員会との妥協を探ろうとしているとの報道もある。

また、環境相理事会は産業排出指令改正案について、欧州委員会の法制案よりもしきい値を緩和する方針である。

今後、2024年前半（通例は５月）に欧州議会選挙が予定されており、同年秋までには新しい欧州委員会が任命される。欧州委員会の優先事項が何になるか、そして環境・気候戦略の推進がこれまでどおり続くかどうかが注目されるところである。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

また、農業担当欧州委員は通例に従い2024年に早くも次期CAP改革の構想を公表する意向である。食料安全保障に対処するためCAPの予算を拡充すべきであるとの見解である。

(注24) 担当委員会は農業分野については協力委員会である農業委員会の意見を尊重する。意見が反映されない場合、農業委員会は本会議で修正案を提出できる。2021年CAP改革の交渉では農業委員会が担当委員会であったが、協力委員会となった環境委員会も理事会および欧州委員会との３機関協議に代表を送った（平澤 2022b）。

(注25) 担当委員会には農業委員会の意見を尊重する義務がない。農業委員会は本会議で修正案を提出できない。

(5)　基本条約の問題点

CAPと環境部門の分野調整には、EU基本条約のCAP目的条項が重要な役割を果たしている。最後にこの点について述べておきたい。

CAPの目的は基本条約に定められており、生産性の向上、農業者の所得向上、市場の安定、食料の安定供給、適正な消費者価格の５つである（現EU機能条約第39条）。1957年の制定当初から変更されておらず、農業の多面的機能、特に環境・気候対策への貢献を含んでいない。かつて筆者が指摘した（平澤（2012）59頁）とおり、今日的にはこの内容では不足であり、本来は基本条約を改正すべきである（注26）。現実には、これまでCAP改革の都度、CAPの新たな役割について政策文書に記載してEU機関間で合意して対応してきた。基本条約通則の規定により、とりわけ持続的開発を促進する観点から、EUの活動は環境保護要件を組み込まねばならない（同 第11条）。しかし、2021年CAP改革では、CAP戦略計画規則でCAPの全般的目標と個別的目標を定め、特に環境・気候対策などの公益的機能を強調したことにより、基本条約の目的規定が今の時代にそぐわないことが一層顕わになった（注27）。

最近は条約改正の議論も起こっている。2022年11月にはフィシュラー元農業担当欧州委員（在任期間1995年～2004年）が欧州議会農業委員会の特別公聴会で、情勢の変化に対応した条項が基本条約にないため、このままでは農業部門は大きな利害関係を有する気候・自然保護・生物多様性の分野で主導権を握ることができない、目的規定の現代化が必要であると指摘した（Agriland.ie, 8 November 2022）。また、欧州議会の農業委員会では、2022年８月31日に左派の議員がこの規定の改正を提案した。農産物の自給と、生産要素の持続的な利用、農業生態系の保護、農業労働者の保護を含む内容であったが、2023年１月31日の農業委員会で否決された。

(注26) 基本条約の改正は全ての加盟国の承認を必要とするため容易には取り組めない。

(注27) 基本条約が定めるCAPの「目的」とCAP戦略計画規則が定めるCAPの「目標」は英語ではいずれも同じ「objectives」である。前者の長期的、基本的な性格と、後者の有効期間（数年間）や数の多さ（全般的、個別的あわせて15個）を考慮してこのように訳し分けた。従来も農村振興政策については、加盟国の計画に指針を示すため、目的規定に各種の公益的機能が明記されている。2021年改革では新たに直接支払が加盟国の計画に包含されたため、二つの柱をまたぐCAPの目標が設定された。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

＜参考文献＞
- European Commission (EC) (2021a), "Proposal for a Regulation of The European Parliament and of The Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010," COM (2021) 706 final, 17 November.
- European Commission (EC) (2021b), "Sustainable Carbon Cycles, Communication from The Commission to The European Parliament and The Council," COM (2021) 800 final, 15 December.
- European Commission (EC) (2022a), "Safeguarding food security and reinforcing the resilience of food systems," COM (2022) 133 final, 23 March.
- European Commission (EC) (2022b), "Proposal for a Directive of The European Parliament and of The Council amending Directive 2010/75/EU of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 on industrial emissions (integrated pollution prevention and control) and Council Directive 1999/31/EC of 26 April 1999 on the landfill of waste," COM (2022) 156 final/3, 5 April.
- European Commission (EC) (2022c), "Proposal for a Regulation of The European Parliament and of The Council on nature restoration," COM (2022) 304 final, 22 June.
- European Commission (EC) (2022d), "Proposal for a Regulation of The European Parliament and of The Council on the sustainable use of plant protection products and amending Regulation (EU) 2021/2115," COM (2022) 305 final, 22 June.
- European Commission (EC) (2022e), "Ensuring availability and affordability of fertilisers," COM (2022) 590 final/2, 9 November.
- European Commission (EC) (2022f), "Proposal for a Regulation of The European Parliament and of The Council establishing a Union certification framework for carbon removals, COM (2022) 672 final, 30 November.
- European Commission (EC) (2023), "Revision of the EU Pollinators Initiative - A new deal for pollinators Communication from The Commission to The European Parliament, The Council, The European Economic and Social Committee and The Committee of The Regions," COM (2023) 35 final, 24 Jan.

- 石井圭一（2023）「EUにおける食料自給のシステム転換―窒素肥料と植物性たんぱく源の供給をめぐって―」『日本農業年報68』筑波書房、155～168頁
- 平澤明彦（2012）「次期CAP（共通農業政策）改革とEUの財政・成長戦略―直接支払いの「緑化」、公共財供給の重視へ―」『農林金融』65（1）、46～62頁
  http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1202re4.pdf
- 平澤明彦（2021）「スイスの農業リスク削減法」、日本農業新聞、９月５日付
- 平澤明彦（2022a）「EUの2021年CAP改革にみるファームトゥフォーク戦略への対応」『農林金融』75（2）、2-23頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2202re1.pdf
- 平澤明彦（2022b）「EUのF2Fにみる「みどり戦略」との相違と示唆」『日本農業年報67　日本農政の基本方向をめぐる論争点』農林統計協会、113～129頁
- 平澤明彦（2023）「東欧農産物市場が混乱」、日本農業新聞、３月７日付

（ひらさわ　あきひこ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/